



兵庫労働局発表  
令和2年10月1日（木）

担  
当

兵庫労働局 雇用環境・均等部指導課  
課長 木村 智光  
課長補佐 鳥海 晃司  
電話 078-367-0820

## 新型コロナウイルス感染症に関する 不安やストレスを感じている働く妊婦の方等のための 「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」の開設について

男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置として、妊娠中の女性労働者が、新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母胎又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等の指導を受けた場合は、事業主に申し出ることにより、休業等の必要な措置が受けられます。

また、休業が必要とされた女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、当該休暇を取得させた事業主に対し、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」（以下「助成金」という。）が設けられています。

兵庫労働局（局長 荒木祥一）では、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」を開設し、母性健康管理措置や助成金に係る女性労働者や事業主からの相談に積極的に対応することにより、女性労働者が安心して休暇を取得して出産し、出産後も活躍できる職場環境の一層の整備を図ってまいります。

### 母性健康管理措置等に係る特別相談窓口

期 間 令和2年10月1日～令和3年1月31日

場 所 兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

TEL 078-367-0820

（神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階）

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始除く）

#### <参考資料>

1 新型コロナウイルス感染症についてお困りの方は「母性健康管理措置等に係る特別

相談窓口」にご相談ください！（別添1）

2 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金  
をご活用ください（別添2）

3 母性健康管理措置等に係る相談への対応事例（別添3）

4 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることが  
できるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（別添4）

新型コロナウイルス感染症についてお困りの方は

「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください!

新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じたり、通勤や働き方でお悩み、お困りの妊婦の方は、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください。

在宅勤務や時差通勤が  
できないかな。

多くのお客さんと  
接する仕事なので、  
感染が不安。

主治医 から休業が  
必要と診断された。  
会社にどう伝えら  
ばいいんだろう。

休業中の給与は  
支給されるのかな？  
できれば有給で  
お休みしたい。

母性健康管理措置、  
母健（ぼけん）カードって  
なに？



会社に休業を申し出たら、  
退職を勧められた。  
働き続けたいのに、  
どうすればいいの。

働く妊婦の皆さまへの具体的な  
支援の内容は、裏面に！ ▶▶▶

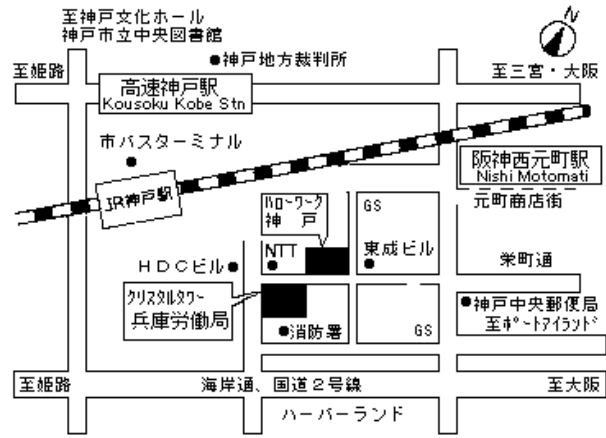
▶▶母性健康管理措置等に係る特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

電話番号 078-367-0820

場所 神戸市中央区東川崎町1-1-3  
神戸クリスタルタワー15F

兵庫労働局 雇用環境・均等部  
指導課内



相談は無料です。匿名でも大丈夫です。  
プライバシーは厳守されるのでご安心く  
ださい。

最寄り駅  
・JR神戸駅から徒歩5分  
・阪急・阪神・山陽電鉄 高速神戸駅から徒歩10分  
・神戸市営地下鉄 ハーバーランド駅から徒歩5分

## ●ご存知ですか。働く妊婦の方のための男女雇用機会均等法●

！ 新型コロナウイルス感染症に関しては、**感染のおそれによる心理的なストレスが母体の健康に影響**することが考えられ、**医師等の指導**を受けたら、**企業に申し出て、次のような措置が受けられます。**

※新型コロナウイルスに関する措置の対象期間は、令和3年1月31日までです。

作業の制限／在宅勤務／休業／時差通勤／勤務時間の短縮 等

！ **妊娠・出産や上記の措置を求めたこと等を理由とする次のような不利益取扱いは禁止**されています。

解雇／退職の強要／契約更新がされない／正社員からパートへの転換強要 等

！ 新型コロナウイルス感染症に関する措置として、**妊婦の方が休業する場合、有給の休暇制度を整備して与えた企業に対する助成金**があります。  
妊婦の方が**安心して休暇を取得し、出産後も活躍できる職場環境を整備**するものです。

詳しくは、表面の特別相談窓口にお気軽にお電話ください!!▶▶▶

### ▶▶母健連絡カード（母性健康管理措置指導事項連絡カード）とは

表

裏

母健連絡カード（母性健康管理措置指導事項連絡カード）は、厚生労働省ホームページや「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。



▲職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について  
(厚生労働省HP)

▲女性にやさしい職場づくりナビ



有給の休暇制度整備及び労働者への周知の期限が  
12月31日まで延長されました。(9月30日改正)

事業者の皆さまへ

## 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金をご活用ください

### ▶▶助成金の対象

詳細は裏面をご参照ください



①～③の全ての条件を満たす事業者が対象です。

✓ **令和2年5月7日から同年12月31日までの間に**

① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る)を整備し、

② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業者であって、

✓ **令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に** (※)

③ 当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業者

(※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間)

### ▶▶助成内容

対象労働者1人当たり **有給休暇計5日以上20日未満：25万円** \*1事業所当たり20人まで  
**以降20日ごとに15万円加算 (上限額：100万円)**

### ▶▶申請期間

令和2年6月15日から令和3年3月1日まで

\*雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の**2種類**の様式があります。

\***事業所単位**ごとの申請です。

事業者の皆さまには、この助成金も活用しつつ、  
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11686.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html)



都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室) に

本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を設置しています

受付時間8時30分～17時15分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

相談・申請窓口URL：[https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html)



| 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         | 都道府県 | 電話番号         |
|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|
| 北海道  | 011-709-2715 | 東京   | 03-6893-1100 | 滋賀   | 077-523-1190 | 香川   | 087-811-8924 |
| 青森   | 017-734-4211 | 神奈川  | 045-211-7357 | 京都   | 075-241-0504 | 愛媛   | 089-935-5222 |
| 岩手   | 019-604-3010 | 新潟   | 025-288-3511 | 大阪   | 06-6941-4630 | 高知   | 088-885-6041 |
| 宮城   | 022-299-8844 | 富山   | 076-432-2728 | 兵庫   | 078-367-0700 | 福岡   | 092-411-4717 |
| 秋田   | 018-862-6684 | 石川   | 076-265-4429 | 奈良   | 0742-32-0210 | 佐賀   | 0952-32-7218 |
| 山形   | 023-624-8228 | 福井   | 0776-22-0221 | 和歌山  | 073-488-1170 | 長崎   | 095-801-0050 |
| 福島   | 024-536-4609 | 山梨   | 055-225-2851 | 鳥取   | 0857-29-1701 | 熊本   | 096-352-3865 |
| 茨城   | 029-277-8294 | 長野   | 026-223-0551 | 島根   | 0852-20-7007 | 大分   | 097-532-4025 |
| 栃木   | 028-633-2795 | 岐阜   | 058-245-1550 | 岡山   | 086-224-7639 | 宮崎   | 0985-38-8821 |
| 群馬   | 027-896-4739 | 静岡   | 054-254-6320 | 広島   | 082-221-9247 | 鹿児島  | 099-222-8446 |
| 埼玉   | 048-600-6210 | 愛知   | 052-857-0312 | 山口   | 083-995-0390 | 沖縄   | 098-868-4403 |
| 千葉   | 043-306-1860 | 三重   | 059-261-2978 | 徳島   | 088-652-2718 |      |              |



詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。  
また、振込先、口座番号やその他の個人情報個人の方に電話等で問い合わせることはありません。





## ▶対象となる労働者

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、  
医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

<新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは>

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から令和3年1月31日まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



## ▶対象となる有給の休暇制度

- 就業規則における規定の有無、既存の特別休暇の活用

休暇制度の就業規則への規定はこの助成金の要件ではありません。

**既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象**となります。

\*ただし、常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

- 制度の周知方法

**有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容**について、

全ての労働者がその内容を知ることができるよう、適切な方法により周知を行うことが必要です。

(例) ・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する  
・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

- 休暇制度の整備及び周知の時期

令和2年12月31日までに制度整備と周知が必要です。

また、**令和2年12月31日までに制度整備と周知を行えば、制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象**となります。

- 欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象となります。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

## ▶支給額

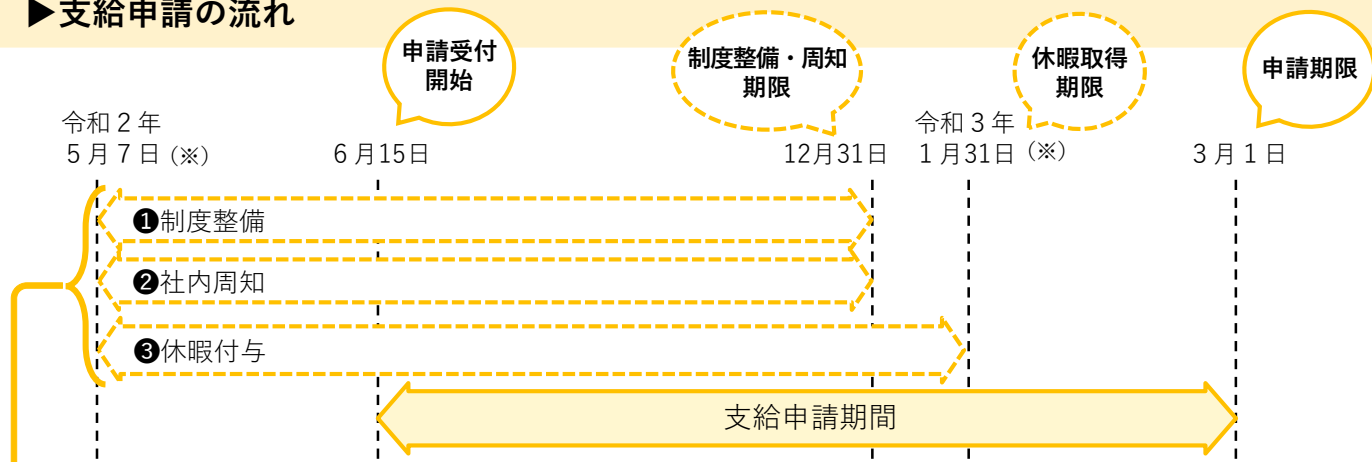
- 連続して休暇を取得していない場合の支給額

連続して休暇を取得していない場合も、令和2年5月7日から令和3年1月31日までの合計の休暇取得日数に応じて支給額が決定されます。

- 同一の労働者について複数回の申請をした場合

2回目以降の申請では、その申請時点での合計の休暇取得日数に応じて支給すべき金額と前回までの申請で支給された金額の差額があれば、差額を支給します。

## ▶支給申請の流れ



「①制度整備」「②社内周知」は、「③休暇付与」後であっても、対象となります。

※令和2年5月7日～令和3年1月31日：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間

## 相談事例 1

○新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業は認められているが、無給のため、企業に有給の休暇を整備してもらいたいとの相談

## （相談の概要）

医師より、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の指導を受け、事業主にその旨申し出たところ、産前休業に入るまでの間、休業が認められ現在休業中であるが、無給である。

無給では生活に困るので、労働局より、事業主に対して有給とするよう指導をしてもらえないか。

## （労働局の対応）

相談者に対して、母性健康管理の措置は、事業主に有給とすることまで義務付けているものではないため、行政指導はできないが、有給休暇制度の導入について働きかけを行うことは可能である旨を説明。

本人の希望により、労働局より事業主に接触し、妊娠中の女性労働者が、収入面での不安等から、医師から指導があっても自らの休業を申し出しづらい場合もあること等を説明し、助成金を活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい職場環境づくりに努めていただきたい旨有給休暇制度の整備の働きかけを行った。

## （結果）

事業主から前向きに有給休暇制度の導入を検討したいとの回答を得た。

その後、相談者より事業主から前向きに検討するとの連絡があったとの報告があった。

## 相談事例 2

○女性労働者が母性健康管理指導事項連絡カードを事業主に提出したが、医師の指導と異なる勤務を求められたとの相談

## （相談概要）

医師より、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業等を要するとの指導を受け、母性健康管理指導事項連絡カードを事業主に提出したところ、「ずっと休業されては困る。週に1～2日は出勤するように。」と言われた。

新型コロナウイルス感染症に感染しないか不安であるが、事業主の言うことには応じなければならないか。労働局に相談したことを事業主に知られたくないので、企業名や自分の名前は言いたくないがよい方法はないか。

## （労働局の対応）

医師が一定期間の休業等を指導している場合は、事業主は女性労働者がその指導事項を守れるよう措置を講ずる必要があることを説明し、厚生労働省や兵庫労働局のホームページの資料を活用して事業主と話し合いをするようアドバイス。

事業主が医師からの指導事項どおりの措置を講じない場合は、労働局より行政指導を行うことも可能である旨説明。

## （結果）

相談者から、事業主に対して資料を示して医師からの指導事項にあるとおりの休業を求めたところ、認められたとの報告があった。



○妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができ  
るようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針

(平成九年九月二十五日)

(労働省告示第百五号)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第二十七条第二項の規定に基づき、事業主が講ずべき措置に関する指針を次のとおり定め、平成十年四月一日から適用することとしたので、同条第三項において準用する同法第六条第五項の規定に基づき、告示する。

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができ  
るようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針

### 1 はじめに

この指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第2項の事業主が講ずべき措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

### 2 事業主が講ずべき妊娠中及び出産後の女性労働者の母性健康管理上の措置

#### (1) 妊娠中の通勤緩和について

事業主は、その雇用する妊娠中の女性労働者から、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師又は助産師(以下「医師等」という。)により通勤緩和の指導を受けた旨の申出があった場合には、時差通勤、勤務時間の短縮等の必要な措置を講ずるものとする。

また、事業主は、医師等による具体的な指導がない場合においても、妊娠中の女性労働者から通勤緩和の申出があったときは、担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等適切な対応を図る必要がある。

#### (2) 妊娠中の休憩に関する措置について

事業主は、その雇用する妊娠中の女性労働者から、当該女性労働者の作業等が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等により休憩に関する措置についての指導を受けた旨の申出があった場合には、休憩時間の延長、休憩の回数の増加等の必要な措置を講ずるものとする。

また、事業主は、医師等による具体的な指導がない場合においても、妊娠中の女性労働者から休憩に関する措置についての申出があったときは、担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等適切な対応を図る必要がある。

#### (3) 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置について

事業主は、その雇用する妊娠中又は出産後の女性労働者から、保健指導又は健康診査に基づき、医師等によりその症状等に関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、作業の制限、勤務時間の短縮、休業等の必要な措置を講ずるものとする。

また、事業主は、医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合には、担当の医師等と連絡をとりその判断を求める等により、作業の制限、勤務時間の短縮、休業等の必要な措置を講ずるものとする。

#### (4) 新型コロナウイルス感染症に関する措置について

事業主は、令和三年一月三十一日までの間、その雇用する妊娠中の女性労働者から、保健指導又は健康診査に基づき、当該女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等によりこれに関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、作業の制限、出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)等の必要な措置を講ずるものとする。

また、事業主は、医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合には、担当の医師等と連絡をとりその判断を求める等により、作業の制限、出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)等の必要な措置を講ずるものとする。

### 3 その他

#### (1) 母性健康管理指導事項連絡カードの利用について



事業主がその雇用する妊娠中及び出産後の女性労働者に対し、母性健康管理上必要な措置を適切に講ずるためには、当該女性労働者に係る指導事項の内容が当該事業主に的確に伝達され、かつ、講ずべき措置の内容が明確にされることが重要である。

このため、事業主は、母性健康管理指導事項連絡カード(別記様式)の利用に努めるものとする。

(2) プライバシーの保護について

事業主は、個々の妊娠中及び出産後の女性労働者の症状等に関する情報が、個人のプライバシーに属するものであることから、その保護に特に留意する必要がある。

(平12労告120・平18厚労告616・平19厚労告94・令2厚労告201・一部改正)

附 則 (平成一二年一二月二五日労働省告示第一二〇号) 抄

(適用期日)

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十二年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から適用する。

改正文 (平成一八年一〇月一一日厚生労働省告示第六一六号) 抄

平成十九年四月一日から適用することとしたので、同条第三項において準用する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。

改正文 (平成一九年三月三〇日厚生労働省告示第九四号) 抄

平成十九年四月一日から適用することとしたので、同条第三項において準用する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省告示第二号)

(適用期日)

第一条 この告示は、告示の日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示による改正前のそれぞれの告示で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後のそれぞれの告示で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り

繕って使用することができる。

別記様式

(平19厚労告94・全改、令元厚労告2・一部改正)

別記様式

(表)

母性健康管理指導事項連絡カード

令和 年 月 日

事業主 殿

医療機関等名 \_\_\_\_\_

医師等氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1 氏名等

|    |      |   |       |   |   |   |
|----|------|---|-------|---|---|---|
| 氏名 | 妊娠週数 | 週 | 分娩予定日 | 年 | 月 | 日 |
|----|------|---|-------|---|---|---|

2 指導事項(該当する指導項目に○を付けてください。)

| 症 状 等                           |                   | 指 導 項 目 | 標 準 措 置                                   |
|---------------------------------|-------------------|---------|---|
| つわり                             | 症状が著しい場合          |         | 勤務時間の短縮                                   |
| 妊娠悪阻                            |                   |         | 休業(入院加療)                                  |
| 妊婦貧血                            | Hb9g/dl以上11g/dl未満 |         | 負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮                      |
|                                 | Hb9g/dl未満         |         | 休業(自宅療養)                                  |
| 子宮内胎児発育遅延                       | 軽 症               |         | 負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮                      |
|                                 | 重 症               |         | 休業(自宅療養又は入院加療)                            |
| 切迫流産(妊娠22週未満)                   |                   |         | 休業(自宅療養又は入院加療)                            |
| 切迫早産(妊娠22週以後)                   |                   |         | 休業(自宅療養又は入院加療)                            |
| 妊娠浮腫                            | 軽 症               |         | 負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮 |
|                                 | 重 症               |         | 休業(入院加療)                                  |
| 妊娠蛋白尿                           | 軽 症               |         | 負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮      |
|                                 | 重 症               |         | 休業(入院加療)                                  |
| 妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)                 | 高血圧が見られる場合        | 軽 症     | 負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮      |
|                                 |                   | 重 症     | 休業(入院加療)                                  |
|                                 | 高血圧に蛋白尿を伴う場合      | 軽 症     | 負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮      |
|                                 |                   | 重 症     | 休業(入院加療)                                  |
| 妊娠前から持っている病気(妊娠により症状の悪化が見られる場合) | 軽 症               |         | 負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮                      |
|                                 | 重 症               |         | 休業(自宅療養又は入院加療)                            |

(裏)

| 症 状 等        |                    | 指導項目     | 標 準 措 置   |
|--------------|--------------------|----------|---|
| 妊娠中にかかりやすい病気 | 静脈瘤 <sup>ゆづり</sup> | 症状が著しい場合 | 長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になっての休憩                         |
|              | 痔                  | 症状が著しい場合 |   |
|              | 腰痛症                | 症状が著しい場合 | 長時間の立作業、腰に負担のかかる作業、同一姿勢を強制される作業の制限                        |
|              | ぼうこう<br>膀胱炎        | 軽 症      | 負担の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、寒い場所での作業の制限                 |
| 重 症          |                    | 休業(入院加療) |   |
| 多胎妊娠(胎)      |                    |          | 必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮<br>多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要 |
| 産後の回復不全      |                    | 軽 症      | 負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮                                      |
|              |                    | 重 症      | 休業(自宅療養)  |

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

|  |
|--|
|  |
|--|

3 上記2の措置が必要な期間(当面の予定期間に○を付けてください。)

|              |  |
|--------------|--|
| 1週間(月 日～月 日) |  |
| 2週間(月 日～月 日) |  |
| 4週間(月 日～月 日) |  |
| その他( )       |  |

4 その他の指導事項(措置が必要である場合は○を付けてください。)

|              |  |
|--------------|--|
| 妊娠中の通勤緩和の措置  |  |
| 妊娠中の休憩に関する措置 |  |

〔記入上の注意〕

- 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、○印をご記入下さい。
- 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入下さい。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

令和 年 月 日

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

事業主 殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。